

( 公 印 省 略 )  
平成 年 月 日

保 護 者 様

群馬県立富岡東高等学校  
校 長 吉田 慎一郎

### 学校感染症による出席停止について

学年 組 さんは、学校保健安全法施行規則第 18 条「学校において予防すべき感染症」の ( ) と診断され、報告を受けましたので、出席停止とします。

出席停止期間の基準は次のとおりです。登校する際は、担当医の証明をいただいて学校に提出してください。

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)  百日咳  麻疹 流行性耳下腺炎  風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後 3 日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、*その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

\*群馬県では、第 3 種「その他の感染症」については定めないとしています。

\*上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

キ リ ト リ セ ン

### 治 癒 証 明 書

群馬県立富岡東高等学校長 様

学年 組

上記の生徒は 月 日より ( ) により出席停止となっておりましたが、感染のおそれがなくなったので、 月 日より登校しても差し支えないと思われま

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印